

令和5年

峡南広域行政組合第1回定例会会議録

令和5年3月23日 開会

令和5年3月23日 閉会

峡南広域行政組合議会

令和 5 年

第 1 回 峡南広域行政組合議会定例会

3 月 2 3 日

令和5年第1回（3月）峡南広域行政組合議会定例会

令和5年3月23日
午後 1時30分開議

1. 議事日程

議長あいさつ

代表理事あいさつ

開会宣言

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 峡南広域行政組合個人情報保護法施行条例制定の件

日程第5 議案第2号 峡南広域行政組合職員定数条例中改正の件

日程第6 議案第3号 峡南広域行政組合職員の定年等に関する条例中改正の件

日程第7 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例制定の件

日程第8 議案第5号 峡南広域行政組合特別会計設置条例中改正の件

日程第9 議案第6号 令和4年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第7号 令和4年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第8号 令和4年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算
（第1号）

日程第12 議案第9号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計予算

日程第13 議案第10号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算

日程第14 議案第11号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算

日程第15 発議第1号 峡南広域行政組合議会の個人情報保護に関する条例制定の件

日程第16 閉会中の所掌事務調査の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 秋山豊彦 | 3番 | 松野清貴 |
| 4番 | 望月眞 | 5番 | 小林有紀子 |
| 6番 | 井上光三 | 8番 | 望月恒 |
| 9番 | 佐野知世 | 10番 | 広島法明 |
| 11番 | 木内秀樹 | 12番 | 高橋茂広 |

3. 欠席議員

| | | | |
|----|-----|----|------|
| 2番 | 有泉希 | 7番 | 中居義正 |
|----|-----|----|------|

4. 会議録署名議員は次のとおりである。(2名)

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 3番 | 松野清貴 | 11番 | 木内秀樹 |
|----|------|-----|------|

5. 地方自治法第121条により会議に出席を求めた者ならびに出席した者(14名)

| | | | |
|----------|------|--------------|------|
| 代表理事 | 望月幹也 | 副代表理事兼業務担当理事 | 遠藤浩 |
| 業務担当理事 | 望月利樹 | 業務担当理事 | 佐野和広 |
| 理事 | 辻一幸 | 会計管理者 | 伊藤克志 |
| 事務局長 | 清野忍 | 庁舎建設準備室室長 | 若林洋和 |
| 情報センター所長 | 安藤清司 | 慈生園施設長 | 深澤千秋 |
| 慈生園園長 | 芹澤渡 | 消防本部消防長 | 石原千秀 |
| 消防本部副消防長 | 相沢茂広 | 消防本部庶務課長 | 武田真一 |

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。(3名)

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 若狭正樹 |
| 書記 | 望月大樹 |
| 書記 | 依田拓 |

開会 午後 1時30分

○議長（高橋茂広君）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ともお忙しい中、今定例会にご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

厳しい冬の寒さも終わり、だんだんと春の暖かさを感じるようになってまいりましたが、国外では、ロシアのウクライナ侵攻による戦争の終結への見通しが立たない中、3月10日には、アメリカのシリコンバレー銀行の経営破綻、また、シグネチャー銀行も事業停止するという事態となり、世界経済に様々な影響を与えているという状況であります。

しかしながら、国内では3月13日にマスクの着用が個人の判断に委ねられることとなり、徐々に日常生活を取り戻しつつあります。

峡南地域の各所でも桜が開花し、様々な春のイベントの開催が決定しているところであります。

議員各位におかれましては、引き続き体調管理には十分お気をつけていただくとともに、ご自愛のうえ、峡南地域発展のため、ますますのご尽力をお願いいたします。

後刻、代表理事より諸議案が提出されますが、何とぞ慎重審議をお願いいたします。

併せて、本定例会の議事が円滑に進行できますよう格段のご協力をお願い申し上げ、あいさついたします。

代表理事あいさつ。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

改めまして、皆さんこんにちは。

令和5年第1回峡南広域行政組合定例会開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

組合議員の皆さまにおかれましては、公私ご多用の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

併せて、日ごろより当組合運営につきましては、格段のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスによる感染者が確認されてから、すでに3年を超えましたが、本年3月13日、マスクの着用ルールが緩和され、屋内・屋外ともに「個人の判断に委ねる」ことが基本となりました。5月8日からは、第5類感染症への移行に伴い、社会生活におきましても大きな転機となり、経済活動にもプラスの影響が表れる等の効果が期待されています。

現在は感染者数が減少傾向ではありますが、収束には出口が見えてこないことから、ウィズコロナの日常生活が維持されていくものと考えられます。

引き続き、正確な情報に注視しつつ、感染リスクやクラスターの発生により業務への影響を懸念するところではありますが、細心の注意を払い対応する所存であります。

また、国外に目を向けますとロシアのウクライナへの侵攻の解決策が見出せず、国際社会の混乱等、多くの問題が浮き彫りになっています。また、トルコ南部で発生した大地震では、5万4千人が死亡、23万棟以上の建物が被害を受けています。国際的な観点からの地域防災、情報保護のあり方等、当組合も構成5町と連携し、今後も起こり得る様々な事態を想定し、地域住民の期待に応えるべく十分な対応をしてまいります。

引き続き、組合議員の皆さまのご指導と構成5町との連携を重ねてお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件は、条例制定案2件、条例改正案3件、補正予算案3件、当初予算案3件でございます。

後ほど詳細にご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議くださいますと、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（高橋茂広君）

代表理事のあいさつが終わりました。

ただいまの出席議員は10名。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回峡南広域行政組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、第2番 有泉希君、第7番 中居義正君から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

○議長（高橋茂広君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は峡南広域行政組合議会会議規則第108条の規定により第3番 松野清貴君、第11番 木内秀樹君を指名いたします。

○議長（高橋茂広君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月23日、本日1日とし、審議日程は日程第1から第16まで、いずれも本会議にて審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

○議長（高橋茂広君）

日程第3 諸般の報告を行います。

説明員の報告ですが、今定例会に説明員として出席通告のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

次に例月出納検査の報告ですが、別紙例月出納検査報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。

次に、代表理事からの行政報告がございますのでお願いたします。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

10月定例会以降の閉会中の諸般の報告をいたします。

コロナ禍でございますので、行事の中止が相次いでおりますので、ご理解いただきたいと思います。令和4年11月22日 令和5年度予算審議会、12月21日 第2回理事会、令和5年2月22日 第3回理事会、3月9日 第4回理事会をそれぞれ開催いたしました。

以上、行政報告といたします。

○議長（高橋茂広君）

代表理事からの行政報告が終わりました。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋茂広君）

日程第4 議案第1号 峡南広域行政組合個人情報保護法施行条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、議案第1号 峡南広域行政組合職員個人情報保護法施行条例の制定の件について、提案理由を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行による個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、標準的な規律が定められたことから、法の趣旨、目的及び関係規定に照らし、現行の峡南広域行政組合個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定する必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋茂広君）

提案理由の説明が終わりました。
詳細説明を求めます。
清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、議案第1号 峡南広域行政組合個人情報保護法施行条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

今回の制定の趣旨につきましては、ただいま代表理事より説明をさせていただきましたとおりでございますので、私につきましては、条例の本文について説明をさせていただきます。

第1条には趣旨を、第2条は用語を、第3条につきましては、開示請求における記載事項を、第4条では開示の実施の方法等の申出について、第5条では開示請求に係る手数料に関する規定を、第6条では訂正請求、第7条では利用停止請求等が記載されてございます。

また、第8条以降、第14条までは峡南広域行政組合個人情報保護審査会関連の条文となっております。

また、第15条では、権限又は事務の委任を実施機関に委任できる規定、第16条では検索資料の作成と閲覧に関する事項、第17条では運用状況の公表規定、第18条では規則への委任規定を、第19条では罰則規定をそれぞれ定めさせていただいております。

別表といたしまして、第5条関係であります。費用負担について記載させていただいております。

附則といたしまして、施行期日は第1条で、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日、令和5年4月1日からの施行といたしております。

ただし、附則第5条第2項の規定につきましては、公布の日から施行することといたしております。

す。

続いて、第2条では、先ほど申し上げましたが、峡南広域行政組合個人情報保護条例を廃止するものでございまして、第3条以降は経過措置について規定させていただいております。

以上、議案第1号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋茂広君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第1号 峡南広域行政組合個人情報保護法施行条例制定の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋茂広君）

日程第5 議案第2号 峡南広域行政組合職員定数条例中改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、議案第2号 峡南広域行政組合職員定数条例中改正の件について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防本部に勤務する職員及び派遣職員の取り扱い等を明確にする必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋茂広君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

議案第2号 峡南広域行政組合職員定数条例中改正の件につきまして、詳細を説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

第2条第3号であります。消防組織法では、消防吏員及びその他の職員を「消防職員」と規定

していることから、法に合わせまして「消防吏員」を「消防職員」と改めるものでございます。また、当消防本部は、年度によりまして、消防吏員と事務職員の間で異動が行われております。そのことから、消防業務に携わります、すべての職員を定数として規定しておくことが望ましいと考えてございます。

現行条例の121人はすべて消防吏員であり、この人数のほかに現在、消防業務に携わる事務吏員3人を加え、124名と改正させていただくものでございます。

第3条は、「定数外の職員」の規定を追加するものでございまして、組合全体といたしましては、傷病や育児休業の取得による長期にわたっての欠員が生じる場合などがあること、また消防関係では、関係機関への派遣、初任総合教育のため消防学校への入校や救急救命士養成に係る研修、山梨県消防防災航空隊等への長期派遣を命ぜられる職員があることから、適正な職員配置を図るため、定数から除外できる職員を規定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋茂広君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第2号 峡南広域行政組合職員定数条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋茂広君）

日程第6 議案第3号 峡南広域行政組合職員の定年等に関する条例中改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、議案第3号 峡南広域行政組合職員の定数等に関する条例中改正の件について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、峡南広域行政組合職員の定年の引上げ等について、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋茂広君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、議案第3号 峡南広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

はじめに、このことにつきましては、すでに各町でもご審議、ご議決いただいているところかと思っておりますので、内容につきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布されました。この改正法の内容は、国家公務員の定年が段階的に引き上げられること、また管理監督職勤務上限年齢による降任や定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことが主なものとなっております。

こうしたことから、地方公務員においても同様の措置が講じられることとなり、本組合におきましても本条例の一部を改正するものでございます。

なお、この改正法は、令和5年4月1日から施行され、定年が段階的に引き上げられる、いわゆる定年延長のことでありまして、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げられるものでございます。

改正文をご覧いただきたいと思います。

目次と章名を加えてございます。

まず、第3章 管理監督職勤務上限年齢制、第4章 定年前再任用短時間勤務制および第5章 雑則は新たに制定する内容となっております。

なお、今回改正する内容につきましては、国の示す改正準則に準じまして、本文等の改正を行っているものでございます。

新旧対照表での説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表の5ページをお開きください。新たに目次を設けております。

第1章 総則の第1条は趣旨についてであります。定年の定義を追加したもので、地方公務員法の改正に伴う条のずれを改め、表記したものでございます。

第2章 定年制度におきましては、第3条の定年で、年齢を65歳とするものでございます。

第4条では、定年による退職の特例でありまして、ただし書きを加えるものでございますが、これは、引き続き勤務させることについて、当組合の理事会でございまして、理事会の承認を得たときに限るものとし、3年を超えることができない旨を加えてございます。

第3章は、管理監督職勤務上限年齢制についてでございます。

第6条、上限年齢制の対象となる管理監督職について記載をしております。

第7条では、上限年齢を規定し、第8条では他の職への降任等について記載をしております。

第9条では、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を規定をしております。

第10条では、異動期間の延長等が記載され、第11条では異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について記載をしております。

第4章の第12条でございまして、定年前再任用短時間勤務職員の任用についての規定でございまして、第5章は雑則といたしてございます。

附則では、定年に関する経過措置といたしまして、情報提供および勤務の意思を確認をすること

について加えているものでございまして、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定について、従前に退職年齢該当者の年齢が60歳に該当する者における規定についてでありまして、これにつきましては、公布の日から施行することとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋茂広君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第3号 峡南広域行政組合職員の定年等に関する条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋茂広君）

日程第7 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、関係条例について、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋茂広君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての詳細説明をさせていただきます。

このことにつきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本組合で関

係する条例を改正するものでございます。

まず、21ページをお開きください。

改正いたします関係条例は全部で3項目あり、改正文は6条立てとなっております。

なお、これらの改正につきましても、国で示す改正準則に準じまして、本文等を改正させていただいたことを申し添えます。

詳細につきましては、新旧対照表11ページをお開きいただきたいと思います。

第1条関係は、峡南広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。

同条例の第2条中では、降給の種類について、同条例の第3条中では、降格の事由についての規定となっております。

12ページの第2条関係は、峡南広域行政組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例についてでございます。

第3条の減給の効果は、減給の額を超える場合の規定を追加してございます。

13ページの第3条関係では、同組合職員の給与条例でございます。

第7条の3では、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定める規定でありまして、これは旧の欄にあります、第7条の3の再任用職員の給料月額と、その下の第7条の4の再任用短時間勤務職員の給料月額の規定を1つの条にまとめたものでございます。

第14条以降は、内容の表記の修正となっております。

58ページの第4条関係では、峡南広域行政組合職員の育児休業等に関する条例についてございまして、第2条では育児休業をすることができない職員について、第9条においては育児短時間勤務をすることができない職員についても同様でございます。

59ページの第5条関係は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてございまして、これは法改正に伴いまして、条項の変更、また再任用の表記を改正するものでございます。

議案に戻っていただきまして、25ページ、お願いいたします。

第6条関係は、峡南広域行政組合職員の再任用に関する条例でございます。

再任用制度の廃止に伴いまして、既定条例を廃止するものでございます。

末尾の附則でございますが、ここは定年等に関する条例の一部を改正することに伴いまして、補足的な内容を加えるものとなっております。

なお、この条例は令和5年4月1日より施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋茂広君）

提案理由および詳細説明は終わりました。

これより議案第4号 地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋茂広君）

日程第8 議案第5号 峡南広域行政組合特別会計設置条例中改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

それでは、議案第5号 峡南広域行政組合特別会計設置条例中改正の件について、提案理由を申し上げます。

本案は、峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計の廃止に伴い、所要の改正が必要となるため、本案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋茂広君）

提案理由の説明は終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

議案第5号 峡南広域行政組合特別会計設置条例中改正の件につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計の廃止に伴い提出するものでございます。

この基金は、峡南ふるさと市町村圏事業を推進する目的で、構成町から9億円、また県から1億円、合わせて10億円の基金を設置し、峡南地域の振興に係るソフト事業を推進してまいりました。

平成25年度には、消防デジタル無線の整備と情報センター事業であります各町基幹業務システムの更新に3億6千万円をこちらから投入いたしまして、その際、負担割合、補助割合に応じて、県に4千万円、返金をいたしました。現在まで6億円の基金で事業を実施してまいりました。今回の庁舎整備にあたりまして、各町より多額の負担をいただく予定であることから事業を廃止いたしまして、現在運用しております国債等債券の償還期日に併せまして、各町に出資金を返還する予定でございます。

まず、令和4年度中の事業を終了いたしまして、特別会計を廃止するものでございます。

なお、償還期間の終了後に、構成5町には、ふるさと市町村圏基金の廃止をする旨の規約変更をお願いすることとなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋茂広君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第5号 峡南広域行政組合特別会計設置条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長 (高橋茂広君)

日程第 9 議案第 6 号 令和 4 年度峡南広域行政組合一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 10 議案第 7 号 令和 4 年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 11 議案第 8 号 令和 4 年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算 (第 1 号)

を一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号から議案第 8 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事 (望月幹也君)

それでは、議案第 6 号 令和 4 年度峡南広域行政組合一般会計補正予算 (第 4 号)、議案第 7 号 令和 4 年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)、議案第 8 号 令和 4 年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算 (第 1 号) について、その概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

まず、議案第 6 号 令和 4 年度一般会計補正予算 (第 4 号) は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1, 274 万 1 千円を減額し、総額を 16 億 6, 689 万 4 千円とするものであります。

主な内容は、コロナ禍に伴う事業の中止等による関係科目の減額、人件費の実績による更正、不用額、入札差金等の減額、基金への積立、歳入において負担金の確定と繰越金の追加が主なものでございます。

また、消防関係でございますが、新採用職員への貸与品の一部につきまして、全国的な品不足の影響で執行できないことから、第 2 表のとおり繰越明許費として次年度に繰り越すものであります。

次に、議案第 7 号 令和 4 年度介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) については、歳入歳出からそれぞれ 962 万 4 千円を減額し、総額を 2 億 2, 313 万 5 千円とするものであります。

主な内容は、人件費の実績による更正、各節の不用額の減額、入札や物品の購入差金による更正等であります。

なお、歳入につきましては、コロナ禍により、施設利用者の減少等による介護保険収入の減、財

源の一部として、県よりコロナ関連の補助金の交付により財源更正を含め、介護保険安定化基金にて調整するものであります。

次に、議案第8号 令和4年度峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれに11万5千円を追加し、総額を725万5千円とするものであります。

主なものは、歳入は前年度繰越金の確定による追加と、歳出ではコロナ禍による各種イベントの中止等による減額であります。

詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋茂広君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第6号 令和4年度一般会計補正予算（第4号）でございますが、35ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正でございます。

先ほど代表理事から説明のとおり3款1項消防費、新採用職員に貸与する防火衣3着が品不足のために納入期限に遅れが出ていることから、次年度に繰り越すものでございます。

次に36ページ、第3表 地方債補正でございます。

まず、消防施設整備事業により高規格救急自動車を予定しておりましたが、入札の結果、起債限度額が3,440万円に減額補正し、また庁舎整備事業におきましては、測量および地盤調査の委託における入札の結果、同限度額を770万円とするものでございます。

第1表につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

40ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金でございます。組合費負担金、業務システム運営費負担金、広域ネット運営費負担金、1目から3目の合計で1,944万1千円を減額させていただきます。55ページに負担金の内訳がございますので、それにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。すべて情報センター関連でございます。

職員1名を山梨県市町村総合事務組合へ派遣したことから、職員人件費の財源359万9千円が構成5町の負担から市町村総合事務組合の負担となるため、9款雑入に組み替えたものでございます。

また、2目、3目につきましては、例年のおり、契約による差金、保守での対応をすることによる差金等を各町にお戻しするものでございます。

5款2項1目財産売払収入につきましては、官公庁オークションにおきまして、ポンプ車の売却に伴う収入でございます。

7款1項1目財政調整基金繰入金は、歳入全体の補正財源の調整額を計上させていただいております。

8款1項1目繰越金2,153万円でございますが、令和3年度の繰越金を確定させていただき、追加したものでございます。

9款3項1目雑入は、情報センター関連の光ケーブル移設工事費の確定に伴い、県からの補償金

173万8千円の減額となりますが、この事業費につきまして減額させていただいております。全額、山梨県負担ということでございます。派遣職員人件費につきましては、負担金の減額で説明をさせていただいたとおりでございます。

10款1項1目消防債でございますが、第3表 地方債補正で説明させていただきましたが、不用額1,460万円を減額するものでございます。

次に42ページ以降、歳出でございます。

1款1項1目議会費でございますが、本年はコロナ禍でありまして、県外研修の開催を見送ったことに伴いまして、執行がなかったことでの減額をさせていただいております。

2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、契約差金および不用額等の実績に伴う減額でございます。

43ページ、2目厚生支援費をお願いいたします。

13節使用料及び賃借料50万円の減額でございますが、介護保険認定支援システム機器の更新を予定しておりましたが、半導体の品不足によりまして納入の時期が定まらないことから、令和5年度での発注に切り替えたことによる減額でございます。

3目から5目情報センター関連につきましては、12節委託料、13節使用料及び賃借料は契約差金および不用額等の実績に伴う減額。

また44ページ中段、5目14節工事請負費173万8千円の減額は、歳入で説明させていただいた県補償による光ケーブル移設工事の契約差金でございます。

6目庁舎整備準備費641万6千円の減額につきましては、18節派遣職員の確定に伴います人件費分負担金の不足額と不用額等の実績に伴う減額のほか、地方債補正での説明のとおり、委託契約に伴う契約差金と当初、交通量調査を予定しておりましたが、現在、新設の道路等を整備する想定はないことから不執行とさせていただき、今後、状況によりまして対応させていただきたいと考えております。

3款消防費、1項1目消防総務費中、2節給料、3節職員手当等までの減額でございますが、実績に伴うものでございます。災害対応の状況等を見極め、年度末までの見込みとさせていただいております。

そのほか2目も含めまして、それぞれ不用額、契約差金の減額ではありますが、17節備品購入費では、これも地方債補正で説明のとおり、高規格救急車の整備に伴う契約差金1,132万6千円が含まれてございます。

歳入歳出を考慮いたしまして、5款諸支出金、1項1目財政調整基金に3,501万3千円、2目消防施設整備基金に565万4千円、3目情報センター施設整備基金に106万円をそれぞれ積み立てるものでございます。これによりまして、今年度末の基金残高でございますが、財政調整基金が1億5,345万6千円、消防施設整備基金が649万5千円、情報センター施設整備基金が3,502万1千円となる見込みでございます。

46ページ以降の給与費明細につきましては、それぞれご覧いただきたいと思います。

以上が一般会計でございます。

次に58ページからでございますが、議案第7号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

64ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございますが、1款介護保険収入、2款介護保険事業収入は新型コロナウイルスの影響に伴います施設利用者の見込みによるものでございます。特に特別養護老人ホームの平均利用者数が

29. 5名から28名、ショートステイにおきましては3. 2名から2. 7名、デイサービス事業では19. 2名から16. 5名と日々の平均利用者数に大きな影響を受けてございます。

3款県補助金につきましては、エアロゾル感染対策強化事業費の精算と、また新たな補助事業といたしまして、新型コロナウイルス感染流行下における介護サービス事業所体制確保事業、補助率10分の10でございますが、そちらが採択されまして、衛生用品に対しましての補助金が交付されてございます。

第7款繰越金につきましては、補正財源として所要額の計上をさせていただきました。

66ページ、歳出をお開きいただきたいと思います。

各費目にわたりまして事業費の確定による減額を行っておりますが、需用費中、光熱水費につきましては、電気料の高騰に伴う不足額を計上させていただいてございます。

67ページ以降につきましては、給与費明細を付けてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、議案第8号 令和4年度峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）につきましては78ページ以降でございますが、84ページの事項別明細で説明させていただきます。

歳入では、前年度繰越金の確定による追加と、歳出ではコロナ禍による各種イベントの中止等による減額のほか、事業費の確定による減額を行っております。

以上、歳入歳出を考慮いたしまして、3款諸支出金、1項1目ふるさと市町村圏基金に83万1千円を積み立てるものでございます。

以上、議案第6号、7号、8号の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋茂広君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第6号 令和4年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第7号 令和4年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第8号 令和4年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第1号)について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(高橋茂広君)

日程第12 議案第9号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計予算

日程第13 議案第10号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算

日程第14 議案第11号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算

を一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事(望月幹也君)

それでは、議案第9号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計予算、議案第10号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算、議案第11号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算案提出にあたり、概要と所信の一端を申し述べ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、消防施設を中心とした「仮称峡南広域行政組合庁舎」につきまして、令和4年度において

は幹事会、理事会で更なる検討を加え協議してまいりました。また、議員の皆さまからも議員全員協議会でのご助言もいただき、令和7年度末の完成を目指し事業を推進していくため、所要額を計上させていただいております。

この施設には、消防本部、北部消防署のほか情報センター、事務局機能を集約し、業務の効率アップはもとより、ハザードマップにおける想定浸水地からの脱却により、防災拠点としての機能強化と災害時の住民情報の保護等を備えたものとなります。

令和5年度は用地買収、またデザインビルド方式のメリットを最大限に生かし、複数の企業体より、より効率的で優れた提案をいただき、各町からの選考委員と共に業者選定を行っていく予定であります。

今後も議員の皆さまのご意見を賜りながら、峡南地域の将来像を想定し機能性の高い施設を整備したいと考えております。

次に、情報センター関連予算は、峡南5町での共同処理業務については順調に稼働しており、今後も継続しての運用を行ってまいります。また、令和5年度より自治体クラウドへの対応やシステム環境の更新、不測の事態への対応等に備え、情報センターの情報担当職員を各町へ継続的に派遣することといたしました。峡南各町の自治体クラウドへのスムーズな移行と各システム関連業務への迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

また、慈生園につきましては、令和4年度から特別養護老人ホーム30床、ショートステイ4床、デイサービス25名定員での運営となりましたが、小規模施設であるため、コロナ感染者などが発生した場合など、利用者制限等による減収が非常に厳しいものとなっております。突発的な事態による各部門への職員配置も含め、効率的な施設の運営においても検討してまいります。

消防本部につきましては、令和5年度、高規格救急車を更新する旨の予算とさせていただきました。車両の効率的な配置を念頭に、計画的な整備を考えております。

また、指令センターの共同化につきましても、国中6消防本部での山梨県国中消防指令業務等共同運用検討会での打ち合わせを重ね、今後は協議会を設け、令和7年度末には整備したいとの計画であります。負担割合等、多くの課題はありますが、住民サービスの効率化に向け鋭意推進してまいりたいと思っております。

予算編成につきましては、組合の将来に一步を踏み出す一年とするため、全力を傾け、確実かつ正確な事業運営に努めてまいりますと共に、予算編成に際し、構成5町との協議を重ね、必要最低限で効率的な計上とし、ご理解、ご承認をいただきましたことを申し添えます。

それでは、主な予算案の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第9号 令和5年度一般会計予算は、歳入歳出総額を18億7,250万3千円といたしました。分担金及び負担金を主たる歳入財源とし、歳入の83.6%を占めています。

歳出につきましては、職員人件費、各共同処理運営経費に充当するほか、先ほどもご説明いたしましたとおり、庁舎整備準備費に3億1,756万9千円を計上させていただいております。

議案第10号 令和5年度情報センター特別会計予算は、歳入歳出総額を4,166万9千円といたしました。

情報センター特別会計につきましては、峡南5町および山中湖村の6町村で共同運用している基幹系業務システムに係る予算となっております。令和4年度とほぼ同様の予算規模で編成いたしております。

議案第11号 令和5年度介護保険特別会計予算は、歳入歳出総額を2億1,746万6千円といたしました。

特養入所者定員30名、デイサービス25名の介護保険運営事業を柱に福祉サービスを提供しております。令和4年度より慈生園の事業は、この特別会計における事業のみとなっており、安定的な財源確保と業務改善による経営基盤の強化に努めてまいります。

以上、概略を申し上げましたが、詳細につきましては、清野事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋茂広君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、詳細説明をさせていただきます。

90ページをお開きください。

議案第9号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計予算でございますが、歳入歳出総額を先ほど代表理事も申しましたとおり、18億7,250万3千円とさせていただきます。

第1表といたしまして、歳入歳出予算を款、項にて明記させていただいております。

94ページ、第2表をご覧ください。継続費でございます。

2款1項総務管理費、峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業でございます。この事業は令和7年度中の完成を予定しているため、履行に3カ年度を要するものでございます。総額を26億4千万円、年割額は記載のとおりとさせていただきます。

また、別紙を今日、付けさせていただいておりますが、継続費についての調書を配らせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

令和5年度につきましては、地方債と基金繰入金を財源といたしまして、全体事業のうち建設設計、また造成設計等に伴う委託費用分を全体の8.8%といたしまして、年割額として計上させていただいております。

第3表の地方債であります。目的といたしまして、庁舎整備事業、限度額は1億9,700万円とし、以下記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、事項別明細書100ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金が、当組合の主たる歳入財源でございますが、1目組合費負担金14億4,668万円につきましては、組合各共同処理事業の運営費としての負担金でございます。

2目業務システム運営費負担金5,756万6千円は、情報センターでの事業にかかる経費で、住基ネット、財務会計、戸籍等、10業務に係る負担金となっております。

3目広域ネット運営費負担金6,051万円につきましては、行政系、学校系のインターネット環境の構築、光ケーブルの管理、セキュリティークラウドの構築に係る負担金でございます。

130ページの負担金明細をご覧ください。と思っております。

それぞれの構成町ごとの、事業費別負担金区分の表となっております。下にあります摘要欄をご覧ください。と思っております。字が小さくて大変申し訳ございませんが、組合費負担金の算出方法について、そこに計上させていただいております。令和4年度まで、段階的に調整してまいりましたが、令和5年度より各町の合意によりまして、合併前の均等割40%、人口割60%ということで、組合費負担金の算出を戻させていただいております。

そのほか、負担金につきましては、摘要欄のとおり事業に適応した算出基礎ということで計上さ

せていただいておりますので、それぞれご覧いただければと思います。

100ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金のほか、主なものといたしまして、5款財産収入、1項2目利子及び配当金でございますが、先ほどご議決いただきました、ふるさと市町村圏特別会計が3月31日をもって廃止となります。先ほどご説明させていただきましたが、令和5年度以降も国債と債券の償還期日まで、ふるさと市町村圏基金の運用益が収入として見込まれてございます。この収入につきましては、そのまま諸支出金に目を新設して、積立金として支出させていただく予定でございます。ふるさと市町村型特別会計の廃止による決算が固まり次第、然るべき時期に補正により計上させていただくものでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

7款繰入金でございますが、1項1目財政調整基金繰入金6,146万5千円と情報センター施設整備基金繰入金3,502万1千円を予定いたしました。この繰入金に対します歳出は、庁舎整備に係りますデザインビルド方式一括発注委託料、土地購入費用等の一般財源分に充てるほか、大規模災害に対する予備費等になるものでございます。

9款諸収入、2項1目受託事業収入21万9千円は、峡南医療センターの情報処理システム事業の受託事業分でございます。

3項1目雑入をご覧いただきたいと思いますが、930万1千円でありますが、総合事務組合より派遣している職員の人件費381万1千円、また救急に関わる高速救急支弁金433万4千円、防災ヘリ交付金、また団体保険事務手数料等でございます。

10款組借債、1項1目消防債1億9,700万円でありますが、先ほど第3表で説明したとおり、庁舎整備事業に伴うものでございまして、緊急防災・減災事業債と一般単独事業債、防災事業分を予定しております。

歳出につきましては、104ページ以降となります。

まず、1款議会費でございますが、例年同様の編成でございます。昨年実施できませんでした消防施設に関わる県外先進地視察研修を予定させていただいたことに伴う経費の計上でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、昨年と比較いたしまして458万9千円の減でございます。主なものは、職員の人件費のほか、12節委託料に会計年度任用職員37名を含む全職員207名分のストレスチェック診断委託料34万2千円、ふるさと市町村圏特別会計の廃止に伴うWebサイト保守料、13節使用料及び賃借料には組合ネットワーク機器リース料が含まれております。

18節負担金補助及び交付金では、職員健康診断助成金のほか、派遣職員1名分の人件費を計上させていただいております。

次に2目厚生支援費でございますが、昨年と比較いたしまして、349万9千円の減でございます。人事異動による職員の入れ替えに伴う人件費の減が主な要因でございます。

10節需用費では、消耗品としてコロナ感染症対策用アルコール消毒液、マスク、手袋等の確保に伴う予算計上をさせていただきました。

また、11節役務費中、手数料でございますが、介護保険認定審査に付する主治医意見書作成手数料4,575件分、障害支援区分医師意見書作成手数料150件分、2,086万円、コロナ禍での介護認定Web審査会用のライセンス料等が含まれてございます。

また、12節委託料には、介護事業所台帳管理システム保守料24万8千円、これは1町分でございます。掛ける5町ということで124万円を計上させていただいております。

17節備品購入費では、介護認定調査結果の入力用パソコン3台を更新するものでございます。

108ページ以降、3目情報センター総務費でございます。予算額8,404万円であります。職員10名分と会計年度任用職員1名分の人件費が主なものとなっております。職員10名のうち1名につきましては、特別会計と業務按分にて計上させていただいております。

職員10名のうち1名、これは按分ということでございますが、8対2の割合での按分ということでございます。

そのほか、施設管理、福利厚生に伴う経費および18節負担金補助及び交付金には、職員の研修負担金を計上させていただいております。

次に4目情報センター業務システム運営費に移らせていただきます。予算額5,756万6千円の計上でございます。この目は情報センターの業務にかかる経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料が主な支出でございます。12節では109ページにありますとおり、水道システムインボイス対応委託料とコンビニ収納対応委託料、戸籍システムデジタル手続法等改正対応委託料を計上しております。また、13節には業務システム運営に伴うシステムリース料、保守料を計上させていただいております。

5目情報センター広域ネット運営費でございます。予算額6,051万円でございます。

13節では、教育系ネットワーク分離機器リース料1,475万5千円を計上いたしました。これは山梨県で導入を進めております、統合型校務支援システムガイドラインに沿ったセキュリティ対応を講じるため、分離を行うもので、峡南地域では情報センターに集約しての共同運用でございます。

6目庁舎整備準備費では、3億1,756万9千円でございます。仮称峡南広域行政組合庁舎建設に伴い、準備室を設置させていただいております。職員は消防職1名、派遣職員1名、財政担当職員1名の3名を配置いたしました。

2節から4節は組合職員2名分の人件費で、派遣職員につきましては、18節負担金として該当町に支出しています。

11節役務費の手数料は、用地に係る所有権移転登記手数料、開発印紙費用等であります。

12節委託料は2億3,130万円を予定しておりますが、第2表 継続費で説明させていただきましたとおり、継続費の令和5年度は造成設計、建築設計分を年割額として計上しております。

16節公有財産購入費は、1万2,041平方メートルの建築予定地等の購入費用でございます。

21節補償、補填及び賠償金250万円は、建設予定地内にあります物件補償の費用として計上させていただきました。今後、事業者決定後、スケジュール提案に合わせ、必要に応じ補正にて対応させていただきたいと考えております。

7目公平委員会費につきましては、昨年と同額。

また2款2項1目監査委員費でございますが、2年に一度の先進地視察研修の年となっておりますので、その費用を増額させていただいております。

続きまして、3款消防費関係でございます。

1項1目消防総務費は、職員124名の人件費にかかる経費が主なものとなっております。予算額10億43万5千円、前年と比較いたしまして1,709万4千円の増であります。

2節から4節までの人件費のほか、114ページ、11節役務費中、手数料には各種ワクチン接種料108万8千円などが含まれ、18節負担金補助及び交付金では、派遣職員人件費をはじめ、はしご車共同運用に係る負担金618万円などが計上させていただいております。

続きまして、2目消防施設費でございます。予算額9,608万6千円でございます。前年度と比較し、4,842万1千円の減であります。令和5年度は、備品購入費に中部消防署の早川分

駐所に配置の高規格救急車の更新経費をこちらに計上させていただいてございます。

なお、10節需用費、消耗品には、新型コロナウイルス感染症対策に伴います感染防止衣、サージカルマスク、フェイスシールド、救急用ゴーグル等が含まれてございます。

117ページ、4款公債費をお願いいたします。元金、利子合計で5,771万7千円でございますが、説明欄に記載のとおりでございますが、消防救急デジタル無線、水槽車、ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車の5件でございます。1,185万1千円の増でございますが、救助工作車の元金償還と消防庁舎整備事業の利子分の償還によるものでございます。

5款諸支出金につきましては、記載のとおりでございます。

119ページ以降は給与費明細を付けさせていただいていますが、120ページ、(1)総括の職員数をご覧ください。

再任用および会計年度任用職員数を括弧内、また情報センターの基幹系業務システム関連職員と慈生園の職員は特別会計での記載となっておりますので、ご確認ください。

121ページをお願いいたします。

会計年度任用職員以外の職員数が暫定再任用職員を除くと1名の増となっております。これは育児休業の職員の復帰によるもので、その他就退職の人数に変更はございませんので、よろしく願いいたします。

以上が一般会計でございます。

続きまして、134ページになります。

議案第10号 令和5年度情報センター特別会計予算でございます。

140ページの事項別明細をお開きください。

歳入につきましては、1款繰入金から3款諸収入までの合計となっております。

1款1項1目他会計繰入金は、存目とし、一般会計との関連で繰り入れる必要が生じた場合に備えたものでございます。

2款、3款1項につきましても存目でございますが、3款2項1目雑入4,166万6千円は基幹系システム運營業務における職員6名分の人件費でございます。これは山梨県市町村総合事務組合からの費用負担分となっております。

141ページ以降、歳出でございますが、峡南5町および山中湖村の基幹業務システムにかかる人件費および基幹業務にかかる運営費が主なものとなっております。この6名は、山梨県総合事務組合との併任職員として業務を執行しております。

なお、人件費のほか、施設管理をはじめ、先ほど申しましたとおり、一般会計との按分により計上をさせていただいております。

142ページ以降は、給与費明細書を付けさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

154ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第11号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算でございます。

事項別明細書162ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、1款介護保険収入は介護保険事業にかかる収入がございまして、1項は介護保険収入、2項は利用者からの一部負担収入で構成されてございます。それぞれ1目は特別養護老人ホーム部門の収入として、特別養護老人ホーム入所者30名、ショートステイ利用者4名の定員に対しましての収入でございます。2目はデイサービス定員25名に対しての収入となっております。

2款介護保険事業収入は、介護予防事業にかかる収入でございます、1項は介護予防・日常生活支援総合事業収入、2項は同じく利用者からの利用料収入で構成されております。1目は、予防デイサービスの部門の収入となっております。

1款介護保険収入につきましては、国保連より2カ月遅れでの収入となることから、163ページ、6款繰入金、1項1目介護保険安定化基金繰入金に3千万円を計上いたしまして、4月、5月分の年度当初の運営費として資金繰りをさせていただいております。

164ページに移りまして、2目慈生園施設整備基金繰入金には200万円を計上させていただきました。これは各費目の修繕料および配膳車の購入等の財源とするものでございます。

7款繰入金は47万円を見込んでおります。

次に、165ページからの歳出でございます。

1款民生費、1項1目施設総務費1億7,090万4千円は、職員16名分、短時間勤務の会計年度任用職員16名分の人件費関係と健康診断委託料、各種負担金をすべてこちらに一括計上させていただいております。

2目施設入所運営費695万9千円でございます。特別養護老人ホーム部門の施設の維持に関する経費が主なものでございます。

12節委託料の中には、嘱託医派遣委託料176万円等の所要額を計上させていただいております。

3目施設入所処遇費1,979万1千円でございます。特別養護老人ホーム部門の入所者の処遇に関する経費が主なものでございます。

10節需用費中、賄材料費1,149万円でございますが、特養入所者の食事の提供による支出で、目全体の58%を占めております。

4目通所介護運営費561万2千円でございます。デイサービス運営部門の経費でございます。25名定員でございますが、利用者の実績により計上してございます。先ほどもお話しさせていただきましたが、コロナ禍でかなりの落ち込みがございまして、実績として今年度19名ということでさせていただいております。令和4年度から221万8千円の減額となっておりますが、共通経費を施設総務費へ集約したことに伴います減が主なものでございます。

2款1項1目介護保険安定化基金費でございますが、1,400万円を予定させていただき、安定的な運営を目指してまいります。

以上、介護保険特別会計の説明とさせていただきます。

170ページ以降の給与費明細でございますが、内容についてはご覧いただきたいと思っております。

以上、令和5年度予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋茂広君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第9号 令和5年度峡南広域行政組合一般会計予算について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第10号 令和5年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第11号 令和5年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(高橋茂広君)

日程第10 発議第1号 峡南広域行政組合議会の個人情報保護に関する条例制定の件を議題といたします。

本案は、議員提案であります。

提案者であります、井上光三君から提案理由の説明を求めます。

井上光三君。

○6番議員（井上光三君）

それでは発議第1号 峡南広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、条例の制定を伴う必要があるため、本案を提出するものであります。

この条例は全6章の57条で構成されております。

第1章の総則では、議会が保有する個人情報の取り扱いについて、個人の権利や利益を保護することを目的として規定しています。

第2章の個人情報等の取扱いでは、個人情報の取得、保有、利用等の安全管理、義務や利用目的の制限を規定しております。

第3章以下は、個人情報ファイル、開示、訂正および利用停止、罰則などの項目を規定しております。

なお、この条例は令和5年4月1日の施行を予定しております。

以上であります。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋茂広君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋茂広君）

日程第16 閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第73条の規定によって、お手元に配布しました申し出のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

よって、令和5年第1回峡南広域行政組合議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時57分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

峡南広域行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員